

パルミー三原参差館の耐震性能についての報告書

平成17年12月12日

購入者 各位 御中

事 業 主 広島市西区横川町1丁目7番9号

丸中興産株式会社

代表取締役 中田 研一

設計事務所 広島市西区己斐本町二丁目7番18号

株式会社 服部設計室

代表取締役 服部 幸雄

構造設計 広島市南区上大須賀町5番15号

株式会社 スウィング

代表取締役 中島 宏範

本建屋の構造計算は建築基準法が求める耐震性能を満足させる設計となっています。現行の建築基準法は中地震（気象庁震度階の震度5強程度）と大地震（気象庁震度階の震度6強～7程度）に分けて必要な耐震性能を定めています。中地震に対して要求される耐震性能は建物に破壊を生じさせないことです。大地震に対して要求される耐震性能は建物に部分的な破壊が生じても建物を倒壊させないことです。

つまり、

- ① 建物の耐用年限中に数度は遭遇する中地震に対しては、建物の機能を保持する事（ひびが入るなど多少の被害は受けるにしても、補修すれば住み続けられる程度の壊れ方で収まる程度）
- ② 建物の耐用年限中に1度遭遇するかもしれない大地震に対しては、建物の倒壊から人命を保護する事（建物は使えなくなるかもしれない程度に壊れたとしても、逃げる間もないような急な壊れ方をしないこと）

以上の2点を目的としています。

建築基準法は大きな震災ごとに調査研究を行い改定されてきましたが、1996年に発生した兵庫県南部地震発生後の震災報告をまとめた結果、現行の建築基準法で設計された建物はバランスの悪い建物や設計・施工の不備によるものを除くと大破・倒壊といった大きな被害を受けた報告もなく、現行の建築基準法が概ね妥当なものであった事が建設省（現：国土交通省）に設置された地震震災調査委員会より報告されています。

本建屋の設計は、2003年11月に開始しているため、現行建築基準法で設計しています。また、2003年12月にハウスプラス中国住宅保証株式会社により確認済証が交付されており、本建屋は、構造的なバランスも良く、工事期間中も監理者による定例的な検査を実施しているため、兵庫県南部地震程度の地震に遭遇しても大破・倒壊といった大きな被害を受けるとは考えられません。

尚、併せて本建屋の耐震強度偽造は行っていない事を、ここに御報告申し上げます。

以上